

宮城県土木部技術検討委員会の概要

事業管理課

※ 年度当初に、年度内の検討案件及びスケジュールを決定

設計

設計内容の充実
 ・設計思想の統一
 ・多方面から検討
 ・ミスの回避 など

職員の技術能力の向上
 ・技術力の育成
 ・技術的な助言 など

・検討案件ごとに組織
 ・技術支援スタッフの参加
 ・傍聴可能

別途、主務課で実施

宮城県下水道重要施設設計審査会
道路設計における審査
 ほか

審査

成果品

技術検討委員会					
目的	土木部が執行する工事の設計に関し、設計内容の充実及び職員の技術能力の向上を図る				
組織	検討案件ごとに組織				
検討対象	<table border="1"> <tr> <td>公所委員会</td> <td>事務所と主務課の協議により決定した案件</td> </tr> <tr> <td>部委員会</td> <td> ・事務所と主務課の協議により必要と認められる案件 ・本庁執行工事に係る案件 </td> </tr> </table>	公所委員会	事務所と主務課の協議により決定した案件	部委員会	・事務所と主務課の協議により必要と認められる案件 ・本庁執行工事に係る案件
公所委員会	事務所と主務課の協議により決定した案件				
部委員会	・事務所と主務課の協議により必要と認められる案件 ・本庁執行工事に係る案件				
【参考】	1 重要構造物又は大規模構造物 橋梁、トンネル(シールドを含む)、ダム(砂防ダムを含む)、下水道施設(水処理施設、中継ポンプ場、幹線管渠)ほか 2 軟弱地盤対策 3 特殊工法 4 新技術・新工法等の導入を検討するもの 5 施工計画で新たな技術提案のあったもの 6 その他必要と認められるもの				
検討内容	1 設計思想及び設計条件に関すること 2 構造物型式の選定に関すること 3 仮設構造物の設計に関すること 4 景観の整備・保全に関すること 5 施工条件に関すること 6 施工方法の選定に関すること 7 施工計画に関すること 8 施工段階での必要と認められる事項に関すること 9 その他必要と認められる事項に関すること				
検討時期	1 基本、概略、予備設計の中間時 2 詳細設計の中間時 3 施工段階での必要と認められる時期 4 その他必要と認められる時期				

公所委員会	
委員長	事務所長
副委員長	事務所長が指名する者
委員	・事務所長が指名する者 ・主務課長が指名する者 ・技術支援スタッフ

部委員会	
委員長	次長(技術担当)
副委員長	主務課長又は主務課長が指名する者
委員	・主務課長が指名する者 ・事務所長が指名する者 ・技術支援スタッフ

※ 技術支援スタッフ：各分野における経験豊かな部内の職員
 ※ 主務課には本庁執行案件の場合の執行課(室)を含む

事務所
・案件及びスケジュールを主務課と協議の上決定 ・公所委員会の庶務 ・公所委員会の実施状況を主務課経由で事業管理課へ報告

主務課
・案件及びスケジュールを事務所と協議の上決定し、事業管理課へ報告 ・部委員会の庶務 ・部委員会の実施状況を事業管理課へ報告

事業管理課
・案件及びスケジュールの部内調整 ・技術支援スタッフの登録 ・技術支援スタッフの派遣依頼 ・開催の部内通知 ・傍聴希望者に関する取りまとめ、調整 ・実施状況の取りまとめ、部内報告 ・課題及び改善策等の検討